

第11章 会の指導、調査及び注意勧告

(会員に対する指導及び調査)

第103条 会長は、司法書士業務の適正な運営を図るために必要があるときは、会員から報告を求め、その会員に必要な指示又は指導をすることができる。

- 2 会員は、前項の指示又は指導に従わなければならない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、会員の業務を調査することができる。
- 4 会員は、正当な事由がなければ前項の調査を拒んではならない。

(注意勧告)

第104条 本会は、会員が法若しくは施行規則又は連合会会則若しくはこの会則に違反するおそれがあると認めるときは、綱紀調査委員会の調査を経て、当該会員に対して注意を促し、又は必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

- 2 会員は、前項の注意又は勧告に従わなければならない。
- 3 第1項の注意又は勧告に必要な事項は、別に規則で定める。

(再調査の申立て)

第105条 前条第1項の規定により、注意又は勧告を受けた会員は、その注意又は勧告に不服があるときは、注意又は勧告を受けた日の翌日から30日以内に、理由を付した書面をもって、本会に対して再調査の申立てをすることができる。

- 2 本会は、前項の再調査の申立てがあったときは、理事会で調査の上、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 本会は、前項の措置に関し、連合会の意見を聴くことができる。

(資料及び業務執行状況の調査)

第106条 本会は、法第60条又は施行規則第42条第3項の規定により、法務局又は地方法務局の長に報告するために必要があるときは、会員の保存する事件簿その他の関係資料又は執務状況を調査することができる。

- 2 第103条第4項の規定は、前項の調査に準用する。

(準用規定)

第107条 前条の規定は、第49条第2項及び第105条第2項の調査に準用する。

(法務局長等への報告)

第107条の2 本会は、施行規則第42条第2項の規定による調査の結果が法又は施行規則に違反する事実がある旨の報告をする場合には、法務局又は地方法務局の長への報告に、懲戒処分として相当と思料する量定に関する意見又は懲戒処分不相当とする意見を付すものとする。

- 2 前項の規定は、本会が法第60条の規定により法務局又は地方法務局の長に報告する場合において、その報告が綱紀調査委員会の調査を経たものであるときに、準用する。
- 3 本会は、前2項の報告をする場合には、懲戒処分として相当と思料する量定に関する意見又は懲戒処分不相当とする意見の妥当性について、連合会に意見を求めなければならない。
- 4 本会は、第1項及び第2項の報告に、前項の規定による連合会の意見を付すものとする。
- 5 第1項又は第2項の意見について必要な事項は、別に規則で定める。

(公共嘱託登記司法書士協会に対する助言)

第108条 本会は、本会の会員が社員である公共嘱託登記司法書士協会に対し、その運営に関し必要な助言をすることができる。